

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0830)

本審議会 第452回

令和5年7月4日 公開

開催日時	令和5年7月4日(火)	16時03分～16時55分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告について(令和5年4月6日とりまとめ) 2 令和5年度群馬地方最低賃金審議会の運営について 3 群馬県最低賃金の改正決定について(諮問) 4 群馬県最低賃金専門部会の設置について 5 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 6 令和5年度最低賃金に関する実態調査について 		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。賃金指導官の青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日も出席の委員は、公益代表委員5名・労働者代表委員4名・使用者代表委員4名の合計13名の委員にご出席いただいております。労働者代表の松葉委員及び使用者代表の宇井委員は、所要により欠席でございます。</p> <p>出席者人数13名は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p>
-----	--

事務局

なお、後日議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、議事に入りましたら、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

ただいまから、第 452 回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。

議事に入るまでの間は、司会、進行を務めさせていただきます、賃金室長の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大変恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきますと思います。

本日は、4月に任命させていただいた第 49 期群馬地方最低賃金審議会員の皆様による令和 5 年度最初の審議会でございます。委員の任期は 2 年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。また、皆様の委嘱状につきましては、労働局長からお渡しすべきところではございますが、時間の関係もございまして、先般郵送させていただいております。ご容赦いただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元にあります資料 1 の委員名簿の順にお名前を読み上げて、ご紹介させていただきます。

委員の皆様はご着席されたままで結構でございます。

まず、公益代表委員です。弁護士・鈴木麻里奈委員。株式会社上毛新聞社取締役総務・経理・労務・経営企画担当・高橋徹委員。高崎経済大学教授・谷口聡委員。群馬大学教授・西村淑子委員。高崎経済大学教授・米本清委員。

労働者代表委員です。情報産業労働組合連合会群馬県協議会議長・新井和成委員。電機連合群馬地方協議会事務局長・木間裕治委員。JAM北関東群馬県連絡会事務局長・増戸将人委員。松葉卓也委員は、先ほど申し上げましたとおり、欠席でございます。日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長・鷲澤猛委員。

使用者代表委員に移らせていただきます。一般社団法人群馬県経営者協会専務理事・五十嵐亮二委員。パッケージ池畠株式会社代表取締役・池畠美穂委員。宇井正典委員は、欠席でございます。三山鋼機株式会社代表取締役社長・金井浩委員。富士部品工業株式会社代表取締役社長・松崎友康委員。

委員の皆様におかれましては、本年度の調査審議につきまして、よろしくお願いいたします。

なお、この度、ご就任いただきました委員の中で、公益代表委員

<p>鈴木委員</p>	<p>の鈴木委員と、使用者代表委員の金井委員、そして松崎委員は、初めて審議会委員とされましたので、大変恐縮ではございますがひとことご挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>最初に鈴木委員から、お願いいたします。</p> <p>座ったままで失礼いたします。</p> <p>群馬弁護士会に所属しております、弁護士の鈴木麻里奈と申します。この度選任いただきまして、まだまだ不勉強ではございますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>私は、弁護士になる前に、もともと群馬出身で、実はその群馬高専を出ていまして、化学とかを勉強していたのですが、そのあとに東京の方で3年間くらいIT関係の仕事を会社員として勤務していまして。そのあと心機一転ロースクールに通って弁護士になったということで、少し経歴としては変わっているかもしれないのですが、そういった会社員であったりとか、そういったところの経験も活かしながら、色々な目線で関わっていったらというふうに思っておりますので、どうぞ皆様ご指導の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>金井委員、お願いいたします。</p>
<p>金井委員</p>	<p>使用者代表の金井浩と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>最賃の方は初めてなので、何もわからないのですけれども、特定最賃は10年くらいやらせていただいていたので、なんとなくわかっているのですけれども。本当に右も左もわからないので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>松崎委員、お願いいたします。</p>
<p>松崎委員</p>	<p>着座にて失礼いたします。太田市にございます富士部品工業の松崎と申します。</p> <p>今年度、新たに審議会委員を拝命いたしまして、私も初めてなものですから、何もわからない状況にございますけれども、ご指導の程、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>場所柄SUBARUさんとの取引もありますけれども、当社が扱っているのは工業精密部品ということで、全産業に使われている</p>

<p>事務局</p>	<p>備部品でございます。そういったことで、取引先も 200 社以上ございまして。そういった面で色々なところの情報も得ておりますので、そういうことを参考にしながら審議に臨んでいきたいと思 います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご挨拶ありがとうございました。</p> <p>次にお手元の資料 2 をご覧ください。</p> <p>事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>群馬労働局長の加藤博人でございます。労働基準部長の橋本泰明 でございます。賃金指導官の青木加寿美です。労働基準監督官の大 倉彰太です。私は賃金室長の木村でございます。よろしくお願い いたします。</p> <p>事務局全員で円滑な審議会運営に努めたいと思います。どうぞよ ろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、審議会の開催にあたりまして、加藤労働局長からご挨拶 を申し上げます。</p>
<p>労働局長</p>	<p>それでは、私の方から一言ご挨拶申し上げさせていただきたいと 思います。</p> <p>令和 5 年度第 1 回目ということでございます。まずもって、委員 の皆様には、第 49 期の群馬地方最低賃金審議会委員をお受けいた だきましたこと、御礼申し上げる次第でございます。</p> <p>また、日頃より、賃金行政をはじめといたしまして、労働行政の 推進に、格別の御支援・御協力を賜っておりますことを、重ねて御 礼を申し上げます。</p> <p>群馬県の雇用情勢については、もう十分ご案内のところかと思 いますが、先週金曜日ですか、記者会見を行いまして、直近の状況 といったものについて発表したところございまして、5 月の値 ではございますが、有効求人倍率につきましては 1.43 倍というこ とで、これは前月よりは 0.03 ポイント上昇しているといったとこ ろでございますが、現状としては求人が求職を上回って推移して いるといったところでございますが、持ち直しの動きにやはり足 踏みがみられるところございまして、物価上昇等々、雇用に与え る影響につきまして、十分注視をしていかなければならないとい ったような総括をしているといったところでございます。</p> <p>一方で、中央の動きでございますけれども、この 6 月 16 日に骨 太の方針が閣議決定をされまして、最低賃金については、全国加重 平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃</p>

	<p>金審議会ですっかりと議論を行うということであったり、ランク数の見直し等によりまして、地域間格差の是正を図るといったことなどが盛り込まれまして、最低賃金改正が引き続き重要な政策の一つであるといったことが位置付けられたところでございます。</p> <p>それと、6月30日でございますが、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、今年度の地域別最低賃金の改正の目安についての諮問が行われたところでございます。</p> <p>このような状況を踏まえまして、本日、群馬県最低賃金の改正決定の諮問をさせていただくことといたしました。</p> <p>大変暑い中でのご議論を賜るということになりますけれども、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>次に、審議会の会長と会長代理の選出に移らせていただきます。</p> <p>最低賃金法第24条第2項で、「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と規定されております。会長代理につきましても同条第4項で同様に、「選挙されたものが会長の職務を代理する。」という旨が規定されております。</p> <p>慣例によりまして、まず公益代表委員の皆様で選定していただき、その後に労使の委員の皆様にもお諮りするという方法が採られておりますが、今回も同様の方法でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、公益代表委員から、会長には谷口委員を選定し、会長代理には西村委員を選定するとの結果をいただいております。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたしますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全会一致で選任されたことを確認させていただきました。</p> <p>では、ネームプレートを置かせていただきます。</p> <p>それでは、会長になられました谷口委員と、会長代理になられました西村委員から、ご挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>最初に谷口委員から、お願いいたします。</p>
会長	<p>はい。ただ今、本審議会の会長を拝命いたしました谷口と申しま</p>

	<p>す。</p> <p>今日、群馬県内外の経済状況・社会状況は、非常に複雑なものになっていると認識しております。また、労働者の賃金という問題につきましても、今、社会的関心が非常に高まっているというふうに考えております。</p> <p>そのような中で、私が会長の職を拝命いたしますことにつきましては、誠に、誠に身の引き締まる思いでございます。</p> <p>議事の進行につきましては、公平・公正な運営が図られますよう、誠心誠意努めて参りたいと思っております。委員の皆様のご指導とご鞭撻のほど、何卒よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、西村委員にお願いいたします。</p>
会長代理	<p>ただいま会長代理を拝命いたしました西村淑子でございます。</p> <p>これまで公益委員として、谷口会長のもと務めてきまして、この度会長代理ということで、谷口会長のもと、安心しておりますが、万が一会長に何かあった時は、代理として一生懸命努めたいと思っております。</p> <p>どうぞ皆様のご協力の程、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、これからの進行につきましては、谷口会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。では、次第の5（1）、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。では、着座にて説明させていただきます。</p> <p>資料3に、目安制度の見直しについて、本年4月6日に報告が取りまとめられましたので、添付しております。</p> <p>目安制度の見直しにつきましては、概ね5年ごとに、中央最低賃金審議会の目安制度の在り方に関する全員協議会において審議が行われてきております。今回の見直しは令和3年5月から審議されてきたところ、本年4月6日にその結果が取りまとめられております。</p> <p>地方最低賃金審議会に特に関係するものとして、地域別最低賃金</p>

額改正の目安を示す際のランク数の見直しがありました。これまで目安額について、47 都道府県をA B C D 4つのランクに分けて示していたのを、これをA B Cの3つにするという見直しがされております。昭和 53 年に見直しが始まってから、各県が所属するランクの見直しは何度か実施されてきましたが、ランク数の変更は初めて行われたということになります。今回の見直しで群馬県のランクが変更になり、これまでのCランクの所属からBランクに変更しております。

ランク数が3に見直された理由につきましては、地域別最低賃金の地域間格差を是正することといわれており、背景には「47 都道府県の総合指数の差が縮小しているものの、地域別最低賃金額の差は拡大している」ということや、「ランクが4つあっても目安額が同額となったケースもある」ということがあげられております。そのうえで、ランク数を3つに削減することが適当という結論に至った理由が資料3の5ページ、5行目から4点あげられております。

1 ポツ目は、47 都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、格差が縮小傾向であることから、ランク区分の数を減らすことに相当の理由があると考えられるということ。

2 ポツ目は、ランク区分の数が多ければ、その分、ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなるということ。

3 ポツ目は、平成 26 年度以降、4 ランクとしつつも、目安審議における検討の結果、目安額を3つまたは2つとした年度があり、目安額を4つ示すほどの差がつきづらくなっていること。このため、最大3つの目安を示す構造となることで大きな混乱は生じにくく、かつ、ランクを減らすことの合理性もあると考えられるということ。

4 ポツ目は、ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行の4ランクから1つ減らした3ランクとするということ。ランク数の見直しについては以上になります。

このほかに「議事の公開」についても触れられております。同じく、資料3の2ページに戻っていただきまして、(3)をご覧ください。中央最低賃金審議会運営規定では、「会議は原則公開とされ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる恐れがある等の場合には非公開とすることができる」とされているところですが、報告では、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使3者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」として

<p>会長</p>	<p>おります。中央最低賃金審議会の目安小委員会における審議はこの取り扱いにより公開していくとされております。</p> <p>中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告の主なことは以上でございます。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいまの事務局からの説明のように、目安制度について、初めてランク数の見直しが行われたことにより、これまでのA B C Dという4つのランク数から、A B Cの3つのランク数になったということでございます。これによりまして、群馬県はBランクに所属されて目安額が示されるということになります。</p> <p>また、中央最低賃金審議会の目安小委員会の議事の公開に関して、三者がそろって議論を行う部分について公開することとされたということでございます。</p> <p>この点も踏まえながら、本年の金額審議や審議会や専門部会の会議の公開、非公開について審議していくことといたしますが、何かご意見等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。では次に移らせていただきます。</p> <p>次に、審議会の議事の運営などについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、お手元の資料の4、群馬地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。</p> <p>まず、第6条の会議の公開に関してご説明いたします。</p> <p>運営規程の第6条第1項では、「会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」とされております。</p> <p>当審議会の会議については、従来から、同項の原則どおり公開されております。</p> <p>次に、運営規程の第7条第2項についてです。こちらは、議事録及び資料の公開に関する規定で、「議事録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に</p>

	<p>支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。</p> <p>議事録及び資料につきましても、従来から、同項の原則どおり公開されております。また、令和2年度からは審議会のご了解をいただきまして、議事録、資料を労働局ホームページに掲載しております。</p> <p>次に、審議会の日程でございます。改正の審議にあたって参考にしていただいている目安が、いつ示されるのか確定しておりませんので、確定情報が判明しましたら、ご連絡したいと存じます。</p> <p>今後、これに合わせて審議会の開催日程を調整させていただきたく存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ただいま、事務局から、令和5年度の審議会の運営につきまして説明がありました。</p> <p>審議会の会議は、従前より公開しております。加えて、議事録等につきましても、労働局ホームページへ掲載するなど公開しております。</p> <p>このことから、審議会運営規程第6条第1項及び第7条第2項の運用について、従前どおりの方法で公開ということとしてよろしいでしょうか。</p> <p>また、審議日程につきましては、後ほど調整させていただくということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>審議会の会議及び議事録等は例年どおりの公開といたします。</p> <p>また審議日程につきましては、中央最低賃金審議会の日程も見据えながら、調整させていただくことといたします。</p> <p>このほか、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>特にないようですので、以上の運営規程に基づき審議して参りたいと存じます。</p>

	<p>次に、群馬県最低賃金の改正決定にかかる諮問について、お願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。最低賃金法第 12 条の規定に基づきまして、令和 5 年度の群馬県最低賃金改正につきまして、群馬地方最低賃金審議会の調査審議を求める諮問文を、加藤局長から、谷口会長にお渡しいたします。</p>
労働局長	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>諮問をお受けいたします。</p>
<p>【局長より会長に諮問文を手交】</p>	
会長	<p>はい。ただいま、労働局長から群馬県最低賃金の改正にかかる諮問をお受けいたしました。 諮問文に関して、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。では皆様に写しをお配りいたします。</p>
<p>【諮問文（写）を各委員に配付】</p>	
事務局	<p>それでは、加藤労働局長から群馬地方最低賃金審議会にお渡しした諮問文につきまして、写しを皆様にお配りさせていただきましたので、読み上げさせていただきます。</p>
<p>【諮問文（写）を朗読】</p>	
事務局	<p>以上が諮問文でございます。 労働局長から会長への諮問にあたりまして、その経過等についてご説明いたします。 6 月 30 日に、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会あてに地域別最低賃金額改定の目安について、調査審議を求める諮問が行われました。また、今年の春季労使交渉の賃上げ率が高い伸びにあることなどから、当労働局としましても、群馬県地域別最低賃金の改正決定について調査審議を求めることが必要と判断し、諮問させていただいたところでございます。 以上でございます。</p>

会長	<p>はい。ただいまの諮問文及び事務局の諮問の経過説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。諮問をお受けいたしましたので、群馬県地域別最低賃金の改正につきまして、調査審議を行って参りたいと存じます。</p> <p>では次に、群馬県最低賃金専門部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。最低賃金法第 25 条第 2 項では、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について、調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされております。また、同条第 3 項で、専門部会は労働者、使用者及び公益を代表する委員、各同数をもって組織する旨が定められ、その人数について最低賃金審議会令第 6 条第 1 項で、「専門部会の委員の数は 9 人以内とする」とされております。</p> <p>この規定に基づき、専門部会の委員は、労働者、使用者及び公益を代表する委員各 3 名の合計 9 名の委員で構成されております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。それでは、専門部会を設置して、委員については、労働者、使用者及び公益を代表する委員各 3 名、合計 9 名で構成することといたします。</p> <p>この件について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>はい。ご意見等ないようですので、次に、専門部会委員の選任手続きに関して、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>専門部会の委員の任命についてご説明いたします。</p> <p>最低賃金審議会令第 6 条第 4 項では、労働者委員と使用者委員を任命する時は、最低賃金審議会令第 3 条を準用して、相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならない、という旨が定められております。</p> <p>このため、本日の審議会終了後、労働者委員と使用者委員の候補</p>

<p>会長</p>	<p>者の推薦公示を行う予定としております。その後、推薦のありました方の中から、局長が委員を任命させていただきます。</p> <p>公益代表、労働者代表、使用者代表の各委員が決まりましたら、第1回目の専門部会開催の調整をさせていただきたいと存じます。</p> <p>また、公示につきましては、委員候補者の推薦に関する公示のほか、最低賃金法第25条第5項に規定されている、審議会における関係労働者及び関係使用者の意見聴取等に関する公示についても、行う予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。専門部会の選任手続き、意見聴取の公示について説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。次に、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。こちらにつきましては、資料5をご覧くださいと思います。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項を抜粋したものでございます。</p> <p>こちらの規定では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。」となっております。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項は、専門部会の議決が全会一致の場合に限り、適用することができます。</p> <p>今年度の群馬地方最低賃金審議会における、この規定の適用の可否につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ただいま、事務局から最低賃金審議会令第6条第5項の規定について、説明がございました。</p> <p>専門部会の議決が全会一致の場合にはこの規定を適用するということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>

<p>会長</p>	<p>はい。それでは、最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、「専門部会の議決が全会一致で決議が行われた場合に限り、専門部会の決議をもって、当審議会の決議とすることができる。」として、取り扱うことといたします。</p> <p>では次に、最低賃金の審議に使用される調査を労働局が行っているということですので、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、令和5年度最低賃金に関する実態調査につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>資料6をご覧ください。</p> <p>令和5年度最低賃金に関する実態調査としまして、賃金改定状況調査と、最低賃金に関する基礎調査、この2つの一般統計調査を行っております。</p> <p>まずは、賃金改定状況調査について、説明をさせていただきます。</p> <p>この調査は、毎年、中小企業の労働者の1年間における賃金の上昇率を把握するために実施をしております。</p> <p>調査は、中央最低賃金審議会の資料として使用することを目的として行っております。</p> <p>調査の対象地域は群馬県全域。対象業種は製造業や小売業等です。企業規模は、常用労働者数が30人未満の規模が対象となっております。従いまして、比較的低賃金の労働者が多い産業及び規模の事業所が調査の対象となっております。</p> <p>調査依頼数は169件になります。</p> <p>調査事項は昨年度6月分及び今年度6月分の賃金を調査しております。</p> <p>調査方法は通信調査で実施しております。調査の対象となった事業所の回答方法は、郵便報告方式とオンライン報告方式となっております。</p> <p>続きまして、最低賃金に関する基礎調査について、説明をさせていただきます。</p> <p>この調査は中小企業の労働者の賃金実態等を把握するために実施しております。</p> <p>調査は地方最低賃金審議会の資料として使用することを目的として行っております。</p> <p>調査の対象地域は群馬県全域、調査の対象となっている業種は製造業や小売業等です。調査対象の企業規模は製造業、新聞業及び出版業は労働者数が100人未満の事業所で、それ以外の業種につきましては、労働者数が30人未満の事業所となっております。賃金改定状況調査同様、比較的 low賃金の労働者が多い産業及び規模の</p>

	<p>事業所が調査の対象となっておりまして、低賃金の労働者の実態を明確に把握できるようにしております。</p> <p>こちらの調査の依頼数は 2,095 件になります。</p> <p>調査事項は今年度 6 月分の賃金を調査しております。</p> <p>調査方法は通信調査で実施しております。賃金改定状況調査と同様、調査の対象となった事業所の回答方法は、郵便報告方式とオンライン報告方式となっております。</p> <p>説明させていただきました調査の集計結果につきましては、次のページです。今年度の地方最低賃金審議会の審議終了の 4 か月後に、厚生労働省のホームページ及び政府統計が確認できるポータルサイトの e-Stat へ掲載されます。</p> <p>また、今までの地方最低賃金の審議会と同様、令和 5 年度も第 2 回群馬県最低賃金専門部会にて、最低賃金に関する基礎調査結果の概要について、公表させていただく予定です。</p> <p>調査結果内容につきましては、平成 28 年経済センサス活動調査の結果等に基づく、令和 3 年次速報の事業所母集団データベースの産業分類ごとの労働者数により復元して、集計を行っております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、令和 5 年度最低賃金に関する実態調査の説明をさせていただきました。この調査が委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>この調査につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>はい。それでは次の議事、その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。事務局から、4 点ご説明をさせていただきます。</p> <p>1 点目は、資料 7 にあります群馬県特定最低賃金に係る申出の意向表明状況でございます。</p> <p>改正の申出につきましては、平成 28 年経済センサス活動調査結果をもとに、最低賃金実態調査結果を踏まえて推計した適用労働者数の、概ね 3 分の 1 以上の者に労働協約が適用されること又は合意があることが、申出の要件となっております。</p> <p>ご確認をいただきますようお願いいたします。</p>

	<p>2点目は、資料8、6月14日付けで、群馬弁護士会会長から、群馬地方最低賃金審議会会長あてに提出されております、「全国一律の最低賃金の実現及び最低賃金の引上げを求める会長声明」の写しでございます。群馬地方最低賃金審議会の審議にあたり、ご参照いただきますようお願いいたします。なお、こちらの声明文は、厚生労働本省へも報告しております。</p> <p>3点目は、資料9から資料14までの添付資料でございます。</p> <p>資料9は、生活保護制度の概要でございます。</p> <p>資料10は、群馬労働局が6月30日に発表いたしました、令和5年5月分の労働市場速報でございます。</p> <p>資料11は、前橋財務事務所が6月13日に発表いたしました、群馬県の法人企業景気予測調査でございます。</p> <p>資料12は、日本銀行前橋支店が7月3日に発表いたしました、群馬県金融経済概況でございます。</p> <p>資料13は、令和5年春闘各機関別賃上げ集計状況でございます。連合公表のもの、経団連公表のもの及び厚生労働省公表のものに基づくものです。</p> <p>資料14は、6月16日に閣議決定されました、経済財政運営と改革の基本方針2023において、5ページの最低賃金に関する部分を抜粋したのです。</p> <p>また、資料15も、同日閣議決定された、新しい資本主義及び実行計画2023改定版において、13ページにあります最低賃金に関する部分を抜粋したものでございます。</p> <p>資料に関しましては、以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>事務局から、先に資料に関する説明がございましたが、これについてご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
<p>【特になし】</p>	
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>はい。では、最後の1点について、お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。最後の1点といたしまして、地域別最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の運営について、説明させていただきます。</p> <p>専門部会は、例年、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを理由に、第1回目の会議から非公開となっております。</p>

<p>会長</p>	<p>専門部会の公開・非公開は、運営規程で専門部会の部会長が決定できる旨が定められておりますが、専門部会が審議会の構成組織であることを踏まえ、専門部会の公開・非公開などの運営について、審議会としての意向を示していただいております。</p> <p>目安小委員会では、目安制度の在り方に関する全員協議会報告を受けて、今年から三者が集まって議論を行う部分について公開されるとされたところがございますが、今年度の取り扱いにつきまして、審議会としての意見・意向がございましたら、ご協議いただきますようお願いいたします。</p> <p>はい。ただいま、事務局から専門部会の運営につきまして、説明がございました。</p> <p>まず、専門部会の運営につきまして、審議会としての意向を示すことについてお伺いいたします。</p> <p>昨年同様、専門部会に対し、審議会としての意向を示すこととしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。意向を示すことについてご賛同をいただきましたので、意向の内容について、委員の先生方のご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>審議会といたしましては、昨年まで専門部会の議事の公開につきましては、「公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、第1回目の会議から非公開とする。」という意向を示してきています。今年度は目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、ランク区分の見直しが行われましたが、このほかに非公開で行われてきた目安小委員会の議事が、今年度から、三者集まって議論する場合は公開されるということになりました。これを受けまして、これまで専門部会の会議について、非公開として意向を示してきましたが、今年度の意向はどうするかを審議いたしたいと思っております。</p> <p>まずは、労働者側代表委員の先生から、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■です。よろしくお願いたします。</p> <p>先ほど、資料の13にもあったとおり、今年度の春闘では、多くの企業で約30年ぶりといわれておりますけれども、大幅な賃上げ</p>

<p>会長</p>	<p>がされました。この流れを、最賃の引上げにも反映させることで、近隣県との格差を縮められればというふうに思っております。</p> <p>このことから、審議については、今まで以上に慎重に臨まなければ、というふうに考えておりますし、ランク区分が変わったということもあわせて、自由な意見が言える雰囲気の中での審議に臨みたいというふうにも考えております。</p> <p>会議の公開につきましては、検討すべきというふうに思っておりますが、先ほど申したことを踏まえれば、労働者側の意向としましては、異なる環境になるということで論議に影響が出るのかが不透明な部分、こういったものがありますので、開催形態を変更することなく例年と同様に、非公開での審議を要望させていただければというふうに考えております。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側委員の先生方、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。使用者委員の■■■■でございます。</p> <p>私どもとしましては、労側の方からもありましたとおり、ランク区分の変更という、これまでにない変更があったということ。それから、早々に全国加重平均 1,000 円という数字が出されているということから、非常に神経を使う議論になろうかなというふうに思っております。</p> <p>従いまして、引き続き、昨年同様でやっていただきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま、労働者側委員、使用者側委員の先生方から、ご発言がございましたが、その他の労使の委員の先生方、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>

<p>会長</p>	<p>よろしいですか。 それでは、公益委員の先生方、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか。 はい。では、意見が出尽くしたようですので、まとめさせていただこうと思います。 ただ今お聞きしたところ、労働者側委員と使用者側委員の双方の委員の先生方は、ランク区分の見直しによる影響を懸念され、公開した場合には、自由な率直な意見交換を行うにあたって支障があるというご意見でした。このため、労使双方のご意見を尊重する必要性を感じるところでございまして、自由な率直な意見交換が行えないということは、専門部会運営規程の定めに該当するものといえると思います。 つきましては、審議会の意向としては「当初から専門部会の会議を非公開とすべきである」ということとしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 それでは、審議会の意向は、「専門部会を非公開とすべきである」ということを確認いたします。 ただし、最終的には専門部会の非公開につきましては、部会長が判断することとなることを、再度確認いたします。 その上で、専門部会における決定の際の参考としていただけるよう、「当初から専門部会の会議を非公開とすべきである。」との審議会の意向を専門部会に伝えることとしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。それでは、ご賛同をいただきましたので、そのようにいたしたいと思います。 本日の議事は以上ですが、全体として、ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、事務局の方から、何かございますでしょうか。</p>

事務局	特にございません。
会長	<p>はい。では以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>今後の会議では、いろいろな資料をもとに、金額審議をすることになります。</p> <p>委員の先生方には、十分な審議をお願いいたしたいと思います。</p> <p>これで、第 452 回最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>ご審議誠にありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p>